

京都市市税事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年9月28日

京都市長 門川大作

京都市規則第35号

京都市市税事務所規則の一部を改正する規則

京都市市税事務所規則の一部を次のように改正する。

第5条第1項納税室の項第2号中「及び事業所税」を「，事業所税及び宿泊税」に改める。

附 則

この規則は，平成30年10月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)